

平成23年6月より

犯罪被害者等緊急生活サポート事業を開始しました！

(通称) 犯罪被害者等への家事援助等協力員派遣事業

突然の犯罪被害にあうと、心身に不調をきたしたり、さまざまな手続きによる多忙さから、家事や育児に支障が出る場合があります。

1日も早く平穏な生活を取り戻していただけるよう、中野区では犯罪被害に理解のある犯罪被害者等緊急生活支援協力員をご自宅などへ派遣し、家事援助などの支援活動を行う事業を開始します。

こんな方が支援を受けられます

- ・区内にお住まいの方で、事件発生日（被害にあった時）から3ヶ月以内の犯罪被害者やそのご家族、ご遺族など

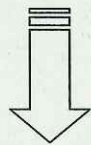
このような支援を受けられます

- ・家事援助（調理や住居の掃除、買い物など）
- ・外出援助（同居家族の通院時のお付き添いなど）
- ・育児援助（ご自宅での見守りや保育園の送迎など）
- ・ ※社会福祉法人中野区社会福祉協議会へ委託し実施します

利用料や支援時間帯などについて

- ・利用料は無料です。
- ・利用できる時間帯は平日午前9時から午後5時の間です。
- ・利用できる期間は、支援を開始した日から30日以内、利用時間数は30時間以内です。

詳しいお問い合わせは・・・



中野区犯罪被害者等相談支援窓口
 (区役所6階⑤窓口)
 電話 03-3228-8757
 FAX 03-3228-8716

